

一般廃棄物の最終処分場及びごみ処理施設設置者の皆様へ 本特例措置を積極的にご活用ください。

公害の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る 課税標準の特例措置（固定資産税）

特例制度の概要

本制度の利用により以下の廃棄物処理施設に係る
固定資産税の課税標準価格が変わります。

ごみ処理施設 1/2

一般廃棄物の最終処分場 2/3

特例措置なし

施設費

特例措置あり

施設費

固定資産税についての課税標準となる価格が変わります。

※令和4年度税制改正から、特例制度の対象となる施設について以下の変更が行われており、令和6年度以降も同様の運用となります。

	令和4年4月1日からの変更点
ごみ処理施設	適用対象を熱回収又は再生利用の用に供する施設に限定する。
一般廃棄物の最終処分場	適用対象から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により環境大臣の再生利用に係る認定を受けた施設を除外する。